

## 成田市LED防犯灯一括整備・管理事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、維持管理補助金の対象としている防犯灯を、民間企業の効率的運営手法、資金、技術力を活用したESCO事業を導入し、一斉LED化の整備及び管理していく事業を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受注予定者（以下「受注予定者」という。）を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

### (選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による受注予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び受注予定者の選定

(2) その他必要な事項

2 委員会は、市民生活部長、交通防犯課長、管財課長、環境計画課長、道路管理課長の合計5名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は市民生活部長、副委員長は交通防犯課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### (プロポーザル提出者の参加資格等)

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、「成田市LED防犯灯一括整備・管理事業に係る公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とする。

2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、募集要項に基づく参加表明書を提出しなければならない。

### (評価)

第4条 委員会は、提出された提出書類について、参加資格を審査するとともに、評価基準に基づき評価を行う。

(1) 評価は、企画提案書等を基にプレゼンテーションによる評価を行う。

(2) 応募者は提案書をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会による質疑応答を10分程度行う。

(3) 委員会は、提案者のプレゼンテーション及び質疑応答について、別紙「評価基準表」に基づき評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

(優先交渉権者及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、審査の結果及び評価得点に基づき順位を決定する。

1 合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、ESCO事業契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。

2 最高点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、プロポーザルは無効とする。

(1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。

(2) 提案書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(4) 本募集要項に違反すると認められる場合。

(受注者の決定及び審査結果の通知)

第7条 委員会は、第5条の規定より、優先交渉権者として選定した者を市長に報告しなければならない。

2 市長は受注予定者を決定し、結果を文書により通知する。なお、受注予定者が契約締結までの間に本プロポーザルにおける参加資格を有しなくなった場合は、評価結果が次点の提出者を新たに受注予定者として手続きを行う。

(契約)

第8条 市長は、決定した優先交渉権者を本業務に係る随意契約の見積書徴取相手方とし交渉を行う。

2 前項の交渉の結果、契約が成立しない場合は、評価順位が次点の者を見積書徴取相手方として交渉を行う。

(プロポーザルの取り扱い)

第9条 提出されたプロポーザルの取り扱いは、次の各号による。

(1) 提出されたプロポーザルは、返却しない。

(2) プロポーザルの作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使

用することができるものとする。

(4) 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

(5) 前号により提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

(事務局等)

第10条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、成田市市民生活部交通防犯課において担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月11日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。